

# 盛永審一郎『人受精胚と人間の尊厳』へのコメント

京都女子大学 江口聡

京都生命倫理研究会 2018/6/9

『人受精胚と人間の尊厳』はドイツを中心に、ヨーロッパでのヒト胚利用および「人間の尊厳」についての議論を紹介してくれているのはとてもありがたい。盛永自身の立場はかなり強硬な胚保護の立場である。

## 1 基本的な質問事項

- 「人間の尊厳」に関する盛永の基本的な主張は以下のようでよいか？ (1) 人間の尊厳は比較不可能な価値であり、功利主義的な効用比較計算を許さないような価値である。(2) 人間の尊厳は人間が自律可能であること、自律の能力をもっていることに由来する。(3) 人間の尊厳を尊重することは、人間を単なる道具として扱ってはならないということの意味する。<sup>\*1</sup>
- 上の「人間の尊厳」の主張は、ドイツ基本法で述べられている法的な原則なのか、ドイツ基本法に縛られない普遍的な主張なのか。先生はどの程度コミットするのか？<sup>\*2</sup>
- いわゆる「潜在性の議論」、すなわち、胚は将来人格（パーソン）となる潜在性をもっているのでパーソンと同様の道徳的地位をもつ、という議論を先生は認めるのか？
- いわゆる「パーソン論」、すなわち、人間のすべて（あるいは多く）が高い道徳的地位をもつのは、理性的判断能力や人間的感情や自発性 etc. をもつからである（そしてそれゆえそうした性質をもたない存在者は人間と同じような道徳的地位はもたない）、という論証を盛永は認めるのか？（おそらくパーソン論を認め、胚はパーソンになる潜在性をもつゆえに道徳的地位と尊厳をもつ、という形になっているはずだが、この理解でよろしいか？あるいはブラウンのいう「ヒューマンビーイング説」をとるのか？）<sup>\*3</sup>
- 胚、ES細胞、iPS細胞などの研究利用や選別の効用を軽視しすぎているのではないか。そうした研究や実用化を求める人々の言い分ももっと聞くべきだろうと思う。<sup>\*4</sup>
- （「共犯可能性」の）ところの議論がわかりにくいので確認したい。(1) iPS細胞の研究にはES細胞研究はやはり必要なので共犯である<sup>\*5</sup>、(2) ヒト胚から得られたすでに樹立された組織を研究に使うのも共犯である<sup>\*6</sup>、(3) 将来有益であると思われる研究を阻害することは、その被害（あるいはありえた利益の喪失）の共犯になることである<sup>\*7</sup>、の3点をぜんぶ認めるわけではないだろう。その正当化はどうか

\*1 → (盛永) よい。

\*2 → (盛永) 後者である。全面的にコミットする。

\*3 → (盛永) よくない。パーソン論の立場は取らない。基体の持つ能力には尊厳はない。尊厳は、時間空間を超え出た（この世の相対的価値）を超え出た価値である。自立にある。人間の場合は自律。

\*4 → (盛永) iPS細胞の研究利用は、OKである。精子・卵子の作成もOKである。作成された精子・卵子の研究利用もOKである。ただし、iPS細胞から受精卵を作成する場合は、生殖目的のみ。

\*5 → (盛永) ES研究はiPSの性能を確かめるための研究に限り、統制下で行う。

\*6 → (盛永) ドイツでは作成された期限を設定してES細胞研究を行っている。

\*7 → (盛永) そうだが、しかし、「人間の尊厳」が毀損されてはならない。

ているか。意図の違い？作為と不作為？)

- たとえば体外受精から妊娠を目指す場合、国内のプラクティスでは、卵子や精子、胚の様子が悪いものは避けていると聞いたことがあるが、これも生命の選択であり許されないと考えるか？不具合のありそうな精子よりもないように見える精子を使うことは許されるか？また受精させた以上は常に子宮に移植するべきだと考えるか？\*8
- 妊娠中絶の問題はどうか。盛永先生は妊娠中絶をなんらかの形で正当化するつもりがあるか？それとも強硬な反対派なのか？もし正当化するならばどのような手法を使うつもりか？よく用いられる「母親の身体の権利」は胚や胎児の生命の「尊厳」を優越するほど強いものか？またそうした比較を許すのか？

## 2 潜在性問題についてちょっと

- この研究会でも何度か妊娠中絶と胎児の道徳的地位に関する議論を紹介させてもらった。10年前の私の基本的な立場は、日本国内では妊娠中絶まわりの英米圏内の議論や、「パーソン」概念にまつわる議論が正しく受容できてないというものであり(江口, 2007)、その状況はいまでもさほど変わっていないように思う。
- ただし、胎児や胚の潜在性の問題は、1980年代に考えられていたほど単純ではなかったようだ。江口(2010)「ドン・マーキスの反妊娠中絶論とその批判」、江口(2014)「「パーソン論」はその後どうなったの？我々と同じ将来説、動物説、そして時間相対的利益説」などで論じたが、胚や胎児が潜在的な人であり、我々と同じ豊かな将来をもつただからそれを破壊することは不正である、とする議論は一部で根強い。また、ヘアの仮想的立場交換、ロールズの仮想的な無知のヴェールのもとでの選択、といった理論装置のもとでも、我々は生まれないよりは生まれることを望み、また生まれたことを喜ぶであろう、とする直観は一定の効力をもっている。
- 2000年代は潜在性の議論の見直しが盛んにおこなわれた。盛永が何度か言及している Mark T. Brown の *The Potential of the Human Embryo* (Brown, 2007) はさほどオリジナルというわけではないが、胚や胎児の道徳的地位に関する英米系の主流派の見解を非常にうまく表現している好論文で、盛永の議論の試金石になる。
- 盛永「Brownの答えはつぎのようだ。「双子にならない胚は、双子になる以前の胚と同じ本質的性質を持つ。双子になる前の胚は道徳的身分のための閾値条件を満たす本質的性質を持たない。だから、双子にならない胚も道徳的身分を持たない。胚は双子になるかならないかである。胚は道徳的身分を持たない」。しかし私は答える。「双子にならない胚は、双子になる以前の胚と同じ本質的性質を持つ。双子にならない胚は道徳的身分のための閾値条件を満たす本質的性質を持つ。だから双子になる胚も道徳的身分を持つと考える。胚は双子になるかならないかである。胚は道徳的身分を持つ」。(p.24)
- 盛永のこの記述にはどの程度の説得力があるか。さまざま問題があるように思われるので、解説しながら検討したい\*9。
- ある存在者の道徳的地位(あるいは価値・「尊厳」～)は、その存在者の他のなんらかの性質に依存していると考えられる。(さもないと道徳的地位(etc.)はかなり特別で不思議な性質ということになっ

\*8 → (盛永) できるだけ操作しないに越したことはない。ただし、精子で最適と思われるものを選んで、受精させることは許されるだろう。ただし、作成された胚は人胚であるから、人間の尊厳を持つので、子宮に移植するべきである。原則、廃棄も研究利用も許されない。

\*9 実は十分読めてないので誤りがあるかもしれない。

ていまい。）

- 道徳的地位は、その存在者の感覚や思考や感情や自己意識の能力に依拠するとする考え方（パーソン理論）もあれば、ヒト（ヒューマンビーイング）個体であることそのものに依存するという考え方もある（ヒューマン理論 Human Being Theory）。

## 2.1 潜在性問題

- ヒト成人個人のほとんどがパーソンであることはほとんどの論者が認める。(1)「パーソン」を「高い道徳的地位をもつ存在者」であり、それゆえ特段の理由なしに殺したり苦しめたりするべきではない存在者、と規範的に定義してしまい、そうしたパーソンであること条件（たとえば自己意識）を提出する議論方法と、(2)「パーソン」を「自己意識をもち理性的思考ができる存在者」と記述的に定義してパーソンが他の存在者に比べて特に重大な道徳的配慮に値する存在者であることを示す議論方法がある。
- （盛永は「人間の尊厳」を「自律」に関係づけて示そうとしているように見えるので、なんらかのパーソン論者なのかと理解していたのだが、不確か。）
- とりあえずこの文脈では胚や胎児はパーソンではないと考えられる。しかし胚や胎児は、幼児になり成人（≡パーソン）になる潜在性をもっているのだから、幼児や成人と（ほぼ）同じ道徳的地位をもつ、とするのが潜在性の議論。哲学的中絶論争最初期のトムソン「妊娠中絶の擁護」やトゥーリー「妊娠中絶と新生児殺し」でも論じられ反駁されている。
- 「推移性の議論」と呼ばれるタイプの論証がある。人間（成人）は道徳的地位（あるいは尊厳、生存権、その他なんからの道徳的に重要な性質）をもつという前提の上で、幼児は成人になり、胎児は幼児になり、胚は胎児になるがゆえに、胚は成人と同じ道徳的地位（あるいは他の道徳的性質）をもつ、という議論。道徳的性質の推移律（たとえば  $A=B$  で  $B=C$  なら  $A=C$ ）が成立するという論証。
- 「パーソン P が（たとえば）自己意識をもつ」ことが重要だとしても、P はいつも自己意識をもっているわけではない。たとえば P が寝ているとき P は自己意識をもっていないと思われる。したがって、P がいずれ目をさませば自己意識をもつことができるという潜在性をもつことが重要なはずである。それならば胎児もいずれ自己意識をもつことができるのであり、胚も同様である。したがって自己意識が P の道徳的地位の理由なのであれば、胎児 F や胚 E も同様の道徳的地位をもっているとは思議はない。
- 一方、胚が幼児や成人に成長することは明白だが、卵子や精子も成人になる。胚が道徳的地位をもつならば、卵子や精子が道徳的地位をもたないのはなぜか。
- これに答えるのが潜在性の階層の区別である。DiSilvestro や Brown は、潜在性 potentiality を次のように定義する。X をする一階の潜在性とは、X をする能力 (capacity) をもつことであり、二階の潜在性とは X をする一階の潜在性を獲得する能力、三階の潜在性は二階の潜在性を獲得する能力、と考える。この考え方をとると、寝ている人は（たとえば）自己意識をもつ一階の潜在性をもっており、胎児や新生児はその二階の潜在性もち、配偶子（卵子と精子）は三階の潜在性しかもたない。
- さらに能動的／受動的潜在性という区別をすることも可能である（そして議論の方向によっては必須）。能動的潜在性とは、その存在者の内的因果的要因によってその性質を獲得することになる潜在性。たとえば寝ている人は、時間になれば起床して自己意識をもつので、自己意識の能動的潜在性をもつ。卵子と精子はそのままでは自発的に胚にはなれず人間にもなれないので能動的潜在性はず、受精したら胚になりいずれ人間になるという受動的潜在性しかもたない。こうした各種の区別をすることによ

て、胚はパーソンになる特定の潜在性をもつが、卵子はそうした特定の潜在性をもたない、したがって胚と卵子の道徳的地位は異なるが、胚と成人の道徳的地位は同じである、という議論をなんとかすることはできるかもしれないと考える人々がいる。(のでもがらばって人々がいる)

- ブラウンは胚の潜在性はせいぜいパーソンである二階の潜在性しかもたず、それが寝ているパーソンの一階の潜在性と同じ道徳的地位の根拠になりえるか疑問視する。盛永はどう答えるか。← 盛永はパーソン理論論者ではないらしい。

## 2.2 胚分割双子問題

- ヒューマン理論は、胚はのちに成人になるヒューマンビーイング個体である、と主張する。パーソンであることが高い道徳的地位をもつ理由になることを説明することはそれほど苦しくないが、なぜ人間の遺伝子をもつ有機体個体であることが道徳的地位を与えることになるのかという問題は答えるのがなかなか困難である。しかしここではそれは論じない。
- ヒューマン理論に向けられるよくある反論は、まだ胚は統合性をもった有機体個体とは言えない、というもの。
- この論証は、通常、幼児と成人、胎児と幼児、胚と胎児の数的な同一性がその根拠になっている。
- これに対する反論として提出されるのが一卵性双生児問題（面倒なので「双子」問題で）。受精 14 日までは胚は分割して一卵性双生児になったり、二つの胚が融合してキメラになったりすることがある。→ 数的同一性が保証されていない。
- この反論に対して、胚が分裂しようが融合しようが、胚の内在的性質は変わらないのだから道徳的には大きな問題ではない、という立場がある。分裂しない胚も、分裂したあとの胚も、同じ高い道徳的地位を持つ、と議論する方向。
- しかし、もし初期胚 A が道徳的に高い価値のあるもの（道徳的地位をもつ）であり、それが将来 A 太郎になる予定だからであれば、その胚が分割して B 太郎と C 太郎になった場合、A 太郎はいなくなったことになる。これは A 太郎は死んだということで、道徳的には大惨事のはず。でもわれわれは別に問題とは考えないし、単に事実として問題とは考えないだけでなく、A 太郎が失われたことを悲しむべきであるとも考えない（そしてそれはかわりに B 太郎と C 太郎の二人が生まれて数として一人増えることになるからではない）。(p. 613)
- 上のは分裂以前の胚が道徳的地位をもっているとする論証に対する反論。以下は別の考え方。
- 「こういう考え方の代替案としては次のようなものがある。双子になる胚を、双子にならない胚のケースと同じものとするのである。双子にならない胚は、分裂以前の胚と同じ内在的性質をもち、また、分裂以前の胚は道徳的地位の閾値的条件を満たさないの、双子にならない胚は道徳的地位をもたない、と考えるのである。胚は分裂するか分裂しないかのどちらかである。したがって、胚は道徳的地位をもたない。」(p. 614、盛永が引用している箇所)
- ← これは別にブラウンの「結論」ではない。一つの論証の選択肢。
- Munthie の再反論。「パーフィット的に人（脳）が分割されたって道徳的地位は変わらないでしょ、分割手術の前もあとの人（2 人）にもインフォームドコンセントとらならないでしょう。同じように、胚が分割できるからといって道徳的地位に影響はないのです」（意訳）。
- しかし、このパーフィット思考実験のポイントは、分割される前の人物もあとの人物たちも、意識や記

憶は連続しているという点で、この意識や自己意識が道徳的地位の根拠になっていることを見逃してはいけない。胚はそうした内在的価値をもつ根拠になる内在的性質をもっていない。

- この部分の盛永訳は「しかし我々が調べた移行性の議論の場合においては、道徳的身分は、胚と大人の間人存在との同一性の結果であると主張された。」
- → 正しくは「しかし、我々がいま検討している [道徳的地位の] 推移性の議論においては、道徳的身分は、胚と大人との同一性の結果であると主張されている」。誤読しているかもしれない。
- この直後に盛永は「すなわちムンテが問題とする尊厳とは、分割後の胚が持つ尊厳ではない。それぞれの個体に備わる尊厳、「類の尊厳」である」(盛永 p.22) は意味がとりにくい。誰の見解？盛永？この文章の根拠は？
- 盛永が、「胚は分割・融合可能なまだ個体とはいえない有機体<sup>\*10</sup>ではあるが、人間の遺伝子をもっているがゆえに尊厳をもつ」という立場をとるのであれば、将来パーソンになるという潜在性に頼らずに、単なる遺伝的要因が道徳的地位とどのような関係にあるのかを(あらし程度にせよ)示す必要がある。

### 3 胚に対する感情

- 通常の夫婦間の性生活においても受精卵の多くは着床せずに排出されていると考えられているが、それが悲劇とみなされない理由も説明する必要がある。それは「自然な」ことなのでやむをえないと考えるのかもしれないが、着床率を上げるさまざまな工夫(どんなものがあるかわからないが、子宮内を着床によい状態にするような工夫をするとか、性交後の女性の行動を制限するとか、あるいは着床しにくい時期の性交を禁じるなどがありえるかもしれない)。そうしたことは私には受精卵フェティシズムに感じられるが、なぜそうではないのかを説明する必要があるように思う。「尊厳」は「破壊は許されない」「道具としては使用してはならない」程度であり、救出したり援助したりすることまでは要求しないのか？
- 我々は遺体を粗末に扱うことは許されないと感じる。カニバリズムという発想は恐しいと感じるだけでなく吐き気をもよおす。また、髪の毛、血液、胎盤、皮膚などは実際加工され使用されているとはいえ、人間の身体組織を「利用する」という発想には抵抗感がある。虐殺被害者をブックカバーやランプシェード、石鹸などにしたという話を耳にするだけでひどく不快になる。遺体を加工して人体標本にし展示するという企画に対しても強い嫌悪が表明された。自然流産した胎児の組織あるいは全体を使用することに對しても、我々は非常に強い嫌悪を感じるだろう。
- 人体組織を好んで単なるモノとしてとりあつかう人々、あるいはそうすることが抵抗なくできる人々に対して我々が悪印象をもつこともある。そうした人々は他の人々や動物に対して冷淡な感情しかもっていないかもしれないと感じられる。破壊の対象が単なるモノであっても、我々はそれを好き勝手に破壊する人に少なくとも警戒心を抱くだろう。人や動物やモノを大事にする人はおそらく全体として善良な人である場合が多いだろうし、大事にしない人、なにかを破壊することになんの咎め感じない人はわれわれに災厄をもたらしやすいかもしれない。
- こうした我々の人間の身体に関する特別な感情は、ごく自然に感じられるものだ。そのなかには、文化的なものもあれば進化によって獲得した生得的に近いものもあるだろう。そうした嫌悪感には当然一定の配慮をしなければならないが、嫌悪感から簡単に倫理的判断を導きだすべきではないだろう。以前の

<sup>\*10</sup> この「有機体」概念がうまくいくかどうか不明。特に iPS 細胞・ES 細胞などとの関係で哲学的問題をもたらす。

米国などでは、同性愛やオーラルセックス、人種間結婚などが非常に強い嫌悪感の対象になっていたようだが、それがなんらかの倫理的判断の強い根拠になるとは思えないし、またそれだけでは、利害がいろいろまじった社会的な政策の強い基盤とされるべきでもない。

- 胎児や胚、あるいは脳死者に対する強い道徳的配慮と道徳的懸念は、当人の善良さを示すものである。しかし同時に、余剰胚の研究利用や脳死者からの臓器利用は、いま現在苦しんでいる人々にとって大きな利益になると思われる。ここで必要なのは効用と不効用の比較衡量であって、ありえる効用を無視することではない。盛永本では胚の研究利用その他の効用をほとんど検討しておらず非常に一方的な印象がある。
- 盛永は次のように述べる。「そもそもわざわざ体外受精の技術を用いて着床前診断を行うのはなぜだろうか。それは、第一に中絶のリスクが避けられるということで、女性に負担が少ないということである。しかしそれだけであろうか。それだけで、わざわざ自然妊娠ができるのに、体外受精というそれ自体において侵襲的技術を使用するのだろうか。」(p. 61)
- たしかにそうした面もあるだろう。しかしたとえば遺伝的な問題をかかえている母親の習慣性流産などを考えてみるべきだろう。一般に流産は身体的負担に加え精神的負担も非常に厳しく、そうした人々が何回も妊娠を試みるのは恐いことだろう。一方で自分の遺伝的な子供が欲しいという欲求も理解できる。こうした人々が、体外受精の技術を使って子供をもちたいと願うことは、私にはさほど不思議でもなければ疑問視するべきことでもないように思われる。我々生命倫理に研究をもつ哲学系の人間は、もっと医療従事者や当事者たちの立場を考えてみるべきではないだろうか。
- ヒトや他の生物の発生は科学が発展した現在でもいまだに、一般市民はもちろん科学者にとっても神秘であり驚嘆の対象であり、なんらかの「神聖さ」や「尊厳」を感じてもさほど不思議はない。しかし毎日胚を顕微鏡で覗きこみ操作している人々はそうした神秘さを感じる度合いも減っているだろう。単なる「胚がいずれは人間個体になる」という知識だけから、研究によって見込まれる人類の利益がかなり大きいにもかかわらず、受精卵や胚を本当に神聖であり不可侵の神秘的存在者として扱おうとすることには私自身が疑問を感じている。少なくとも私は、胚と人間成人がまったく同じ道徳的地位（尊厳）を持つという議論に説得力を感じることはできない。少なくともその本気で信念にしたがって生きることができないように思われる。たとえば病院が火事になったときに、シャーレにある10個の受精胚と、1人の赤ちゃんのどちらを救うかということになれば、赤ちゃんを助けるのは当然のことである。そしてさらに私は、そのようば場合に、受精卵を救えなかったことになにか残念や無念のようなものさを感じるべきであるとは思えない。本気で胚と赤ちゃんはまったく同じ道徳的地位をもつと主張するのであれば、この点についてなんらかの説得力のある説明をするべきだろう。
- 「人間の尊厳」という語によって私自身が連想するのは、人間は他の無生物や動物とは違った特別な扱いをするべきである、という信念である。これ自体にはもちろん賛成する。しかしそれが胚や人間の破壊や利用を徹底的に禁じるものだとも思えないし、「単なる道具」でなければ道具として使用することを禁じるものでもないように思われる（たとえばウェ이터にコーヒーを運んでもらうのは人間の尊厳に反していない）。「道具化」と、「単なる」道具化は区別すべき。また自律、あるいは自律の能力が「尊厳」の根拠・理由であるとする見方はおそらく狭すぎる。そんな高級な能力は「尊厳」のために必要ではないだろう。感覚、感情、思考などの能力で十分ではないだろうか。

## 参考文献

- Brown, Mark T. (2007) “The potential of the human embryo,” *Journal of Medicine and Philosophy*, Vol. 32, No. 6, pp. 585–618.
- 江口聡 (2007) 「国内の生命倫理学における「パーソン論」の受容」, 『現代社会研究』, 第 10 号. 京都女子大学.
- (2010) 「ドン・マーキスの反妊娠中絶論とその批判」, 『医学哲学医学倫理』, 第 28 号.
- (2014) 「「パーソン論」はその後どうなったの? 我々と同じ将来説、動物説、そして時間相対的利益説」, 『現代社会研究』.
- 盛永審一郎 (2017) 『人受精胚と人間の尊厳』, リベルタス出版.